

Title	真福寺蔵新楽府注にみえる教訓と武家社会
Sub Title	Ethis and feudal-military society seen from Shingagufu-chu (新楽府注) kept in Shinpuku-ji (真福寺)
Author	太田, 次男(Ota, Tsuguo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.157- 176
JaLC DOI	
Abstract	既に紹介と翻印を試みた真福寺蔵新楽府注二巻正嘉元年写本一冊は、わが国に於ける白氏文集受容史研究の上ばかりでなく、そこにみえる教訓を含む内容は、当時の武家社会と関連させて、多くの問題点を含んでいる。いま、前稿で触れなかった正嘉元年という時点の意味や、この本に述べられている教訓に関して、当時の社会に於ける必要性や意義などを中心に、若干考察してみたい。
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0161">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0161</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 真福寺蔵新樂府注にみえる教訓と武家社会

太 田 次 男

既に紹介と翻印を試みた真福寺蔵新樂府注二卷正嘉元年写本一冊<sup>(1)</sup>は、わが国に於ける白氏文集受容史研究の上ばかりでなく、そこにみえる教訓を含む内容は、当時の武家社会と関連させて、多くの問題点を含んでいる。

いま、前稿で触れなかった正嘉元年という時点の意味や、この本に述べられている教訓に関して、当時の社会に於ける必要性や意義などを中心に、若干考察してみたい。

## 一

はじめに、論旨を進める都合上、詳細は前稿に譲ることにするが、この写本が書かれた場所や、その背景に就て、必要事項のみを要約して述べる。

卷下、奥書に、

正嘉元年七月卅日／於相州鎌倉佐々目谷書了

とある、「佐々目谷」については、『新編鎌倉志』第五や、『鎌倉攬勝考』卷九には、この地に浄土系の長樂寺の存立を

真福寺蔵新樂府注にみえる教訓と武家社会

(一五七) 一五七

認めるが、管見では他に確証は見当らず、また、『新編鎌倉志』の記事そのものからして、この寺の創建者を隆寛と見做すなど、必ずしも正確さを期し難い。更に『吾妻鏡』に見える文応元年、長楽寺前から亀ヶ谷人屋まで焼失したという大火の記事も、この寺を佐々目谷に在ると仮定すれば、地形の上から、延焼コースの想定は頗る困難である。普通この寺の位置は佐々目谷の西隣、長楽寺谷にあるとされるが、この谷に在るとすれば、火事のコースも自然に辿ることが出来る。

一方、『血脉類集記』第十一(真言宗全書所収)によれば、『吾妻鏡』にもその名のみえる醍醐三宝院系の守海によって創建された、遺身院がこの地に存し、その付法者も数多く知られ、更に『金沢文庫古文書』にも、当時、「佐々目」或は「佐々目谷」というだけで遺身院を意味する用例が幾つか見出されるので、新楽府注(以下「注」と略称)は、この遺身院で書写されたとみて先ず間違あるまい。その創建、廃亡の時期は明かではないが、少くとも、宝治二年(正嘉元年の九年前)から正中二年迄存続していたことは確かめることが出来た。<sup>(3)</sup>

この守海は始め醍醐三宝院系、遍智院の成賢に付法し(安貞二年)、次で、同じく成賢の弟子憲深に重受(寛元々年)している。守海を継いだ頼助(執権経時息)は始め守海に付法(文永二年、同三年守海没)、次で、文永六年、仁和寺の法助(九条道家五男、開田准后)に重受しているので、以後、この寺は仁和寺系に変わり、順徳院皇孫上乘院の益性、龜山院皇子益助が相継いで門主となっている。

守海の鎌倉での活動は寧ろ地味であったものと思われ、その弟子にも頼助を除けば、特に取上る程の者は見当らない。但し、その歿年は吾妻鏡も記載している。貫達人氏は『鎌倉の廢寺』に於て、この寺に学問寺の性格を認められたが、頼助の蒐書活動からみても妥当であろう。益性、益助を始め、武門では頼助、時頼孫政助、更に、後には高時息もこの寺の人であり、その入寺の有様は、<sup>(4)</sup>

太守禅閣<sup>(高時)</sup>今度御出世若御前、去十二日佐々目へ已入御候了、有助僧正すちむかへに門弟坊にをきまいらせ候て女房達

祇候之由承候、早速入御不可然覚候

とあるので、この寺は相当の格式をもっていたとみてよく、境内には、それにふさわしく、多くの建物造立のことも知られる。三宝院、仁和寺共に、内典については無論のこと、外典の写本類（白氏文集も含む）も多く、当時の僧侶の教養が平安時代以来の公家文化一般にも通じていたので、この注が同じ系統の遺身院で書写されたことは至極自然のことと思われ、特に建長四年、宗尊親王の將軍着任以来、鎌倉に於ける、公家文化尊重の機運は一層強まったように見える。

この写本を調査した結果、これは聞書と覚しく、速写され、片仮名宣命体で書かれてはいるが、平仮名が所々に交り、また、例えば、「ツル」（鶴）を「露」と間違えて後、「露」とある「露」のみを消してある所などからみても、耳で聞いた言葉を直接書留めた跡が随所にみられる。更に、訂正、或いは削除、書入が極めて多く、書写者の息吹が生々しく、到底、転写本とは思われない。また、殆んど全巻に亘り、敬意を含む候文で書かれている上、例えば、下巻の「隋堤柳」で、煬帝の悪政を述べる個所のはじめに、

此段ニハ、帝王ノ位タル人ハ不遊一事ナレハ、国王シテ政ヲ治メ御坐サム人ハ、アソハヌ事ナレトモ、心許ヲ申ナリ  
の如く、貴人を前にして帝王の失政を述べる際の、一種憚りの語気すら書き留められているので、これは、或いはこの頃遺身院で行われた新楽府講義の聞書ではないかとも思われる。当時、鎌倉に於て、この種のものとしては、正嘉元年より三年前の建長六年には、源親行による宗尊親王への源氏物語談義も行われている。

註

五、「諸尊法」〔同〕第十一輯、識語篇二・一三〇六

(1) 「真福寺藏新楽府注と鎌倉時代の文集受容について」〔斯道 文庫論集〕第七輯 (3) 『血脉類集記』第十一、嚴宝の項、及び、『御影供導師表 白』〔金沢文庫古文書〕第十二輯、識語篇三・二三四七

(2) 『北斗供』識語（『金沢文庫古文書』第十二輯、識語篇三・二二二九）、『伝法灌頂法次第』〔同〕第九輯、仏事篇下・六二二

真福寺藏新楽府注にみえる教訓と武家社会

(一五九) 一五九

二

吾妻鏡によれば、既に早く源家將軍の頃から、貞觀政要を始め、政治の教養に資する為に漢籍が講ぜられ、或は読合せの記事も屢々みられる。但し、恐らく、それが日常的に繰返された事ではなく、特記するに値する事柄であった為、記録に留められたのであろう。武家社会にあつては、清原教隆に師事した金沢実時を始め、少数の武人の外は、一般に漢籍の教養はさまで高いとはいえず、貞永式目制定に當つて、これを報ずる泰時の消息の一節に、

る中にはそのみちをうかゝいしりたるもの、千人万人か中にひとりたにもありかたかく候

とみえ、「そのみち」は、具体的には法令の知識を指すのであろうが、漢籍の教養も、恐らくこれと大きく異つていたとは思われない。

遺身院に於ける注書写の時である正嘉元年は、式目制定時から廿数年を経過している。この時に當つて、曾て長恨歌と並んで、平安貴族、特に女房達に、一種美しくも悲しい物語として、周く知られた、「白髮人」や「李夫人」を含む白居易の新樂府が、鎌倉に於て、どの様な用意をもつて受容られたのであろうか。

周知の通り、白氏長慶集五十卷所収の詩作は、白居易自からの意図に従つて、諷諭(卷一、四)、間適(卷五、八)、感傷(卷九、十二)、雜律(卷十三、二十)に分類され、長慶集以後の詩は一定の分類もなく、年と共に増補され、最終的に白氏文集七十五卷となった。

このうち、白居易は年来の主張として、自からの政治理想を表明する諷諭詩を最も高しとし、新樂府はその卷三、四に當る。源氏物語にも屢々引かれる秦中吟は卷二に含まれている。諷諭詩は儒教の治国の精神に立脚して、時弊を批判する内容であるだけに、元來は、卷一、二のその如く、必ずしも広く大衆に愛好される性質のものではない。但し、新樂府

五十篇に限り、白居易はその政治理想が広く理解されるように、樂府体をととり、且つ、曾ての長恨歌の手法をもこゝに適用し、美辞を多く用い、小説風にして、何人にも理解し易いよう、周到な配慮を加えた。つまり新樂府は、真意と、それを包む美しい外衣との二面をもっている。

果せる哉、新樂府は唐代に於ては勿論のこと、わが国に伝来しては、平安以来異常なまでの盛行をみたが、それは主として美的側面の愛好によるものであり、白氏の真の精神を知る者は比較的稀であった。

従つて、(訓読は神田本による。以下同じ)

海漫一々タリ 直下トミオロセハ 無底旁無辺クモニシリモ 雲濤煙浪最深処ノノイトニ 人伝中有三神山フラクニリトノ 山上多生不死藥ノニクオイタリ 服之羽化スレバヲ 為天仙シテナルト

に始まる「海漫々」は、「戒レ求レ仙」という題序に示される真意よりも、寧ろ、神仙物語として愛好され、また、「上陽白髮人」にみられる、

上陽人 紅顏暗老白髮新ニテナリ 綠衣監使守宮門ノノルヲ 一閉上陽多少春ヒラレテニ 玄宗末歲初選入ノノテマイリキ 入時十六今六十シハハ 同時採扱百ニヒハレタル

余一人 零落年深残此身シテセリノヲ

秋夜長 夜長無睡天不明テレハコトモ 耿耿殘燈背壁影ケルノノケルニ 蕭々暗雨打窓聲ケル暗ノノツツコエ

春日遲 日遲独坐天難暮テハキテ 宮鶯百轉モノサヘツリスレトモ 愁厭聞 梁燕雙栖老休ヒメトモテハメツコトヲ 妬

は上陽人の哀れな物語として、人々の涙を誘い、「牡丹芳」は「美天子憂農」という題序をもち、天子が牡丹の美よりも、農を重んずることを讃める真意よりも、

牡丹芳 牡丹芳 黄金纒紅玉房ノノアリ 千片赤英霞爛々ノノケリ 百枝絳焰燈煌々ノノケリ

宿露輕盈汎紫艷テヘケリ 朝陽照曜生紅光シテス 紅紫二色間深淺ツノマシヘ 向背兩態隨低昂フフ

真福寺藏新樂府注にみえる教訓と武家社会

などと、偏に、牡丹の美が讃嘆されるのである。

こういう、謂わば平安朝風な美の趣向は、鎌倉時代にも継承されたが、同時に、これと異なる傾向も顕著にみられる。遺身院で書写されたこの注も、その現れであり、こゝでは、白居易による、謂わば外的な装飾的要素は殆んど完全に無視され、その真意だけが平易に説かれている。「注」と名付けられてはいるが、逐語的な注釈の形式はとられず、平安時代に、これを美的側面から物語化したのとは、同じ手法を以て、白氏の諷諭の精神を為政者への教訓として受取り、謂わば教訓物語ともいふべきものに作り上げているのである。以下、その内容について述べる。

新樂府は卷三、四の分を併せて、全部で五十篇から成っている。その中には、前述の「白髮人」「李夫人」、或いは「陵園妾」などのように、美的要素の濃厚に含まれている作も多いが、「七徳舞」「百練鏡」とか、「捕蝗」などと、政治的色彩の強いものもあり、或いは、「杜陵叟」「売炭翁」などは、社会性の濃いものであり、白居易の力倆を以てしても、五十篇の総てを美的ヴェールに包むことは出来なかつた。従つて、平安朝に好んで歌われたのは、当然、その一部に限られ、殆んど取り上げられない篇の方が寧ろ多かつた。処が、注は全篇を平等に扱い、従つて、注を施すのに不適當な篇というものはなく、なかには、主として説話的興味が盛られている篇もみられるが、五十篇全部が、ほゞ一貫した態度を以て、教訓の意を含めて物語風に述べられている。これがこの注の第一の特色であるといえる。

物語には主要人物を必要とする。注はこの点に就ては、白居易の諷諭の真意を体して、賞讃、或いは批判される帝王、大臣、將軍、国の守その他を主人公に立てる。物語を展開するその人物と篇名とを具体的に示せば、唐の帝王では、太宗(七徳舞、二王後)、玄宗(立部伎、花原磬、上陽人、胡旋女、折臂翁)、徳宗(馴犀、蛮子朝、驟国楽、百練鏡、紅線毯、繚綾、時勢粧)、憲宗(驪宮高、牡丹芳、陰山道)、それ以外では穆王(八駿図)、始皇(海漫々、草茫茫)、楚懷王(天可度)、漢ノ武帝(海漫々)、煬帝(隋堤柳)、国ノ守(杜陵叟、黒潭竜、秦吉了)、將軍(西涼伎、城塩州、蛮子朝、鷄九劍)、摂政(官牛)、楊成(道州民)、

蓬子將軍（伝戎人）、翁（折臂翁）、塩商婦（塩商婦）などがあり、帝王が主人公の場合は、内容上複数になる場合もある。そして、特に一般的に述べて主人公を立てない篇は、大行路、司天台、青石、杏為梁、紫毫筆の五篇に過ぎない。

原詩では問題を一般的に扱って人物はその間に点綴されるのみであるのに、注は、このように、時として単なる形式に過ぎないこともあるが、兎に角、主格を定め、具体的物語の表現を通して、理解し易からしめ、また、主人公に直接関係の薄い事柄はすべて除いて、筋を単純化している点は、この作を受容者に一層親しみ易からしめている。しかも、その主格は、大部分が、こゝに挙げたように、帝王以下の為政者になっている点、物語化の過程に於ける注釈者の意図が明瞭に示されているといえる。従って、内容上からも政治、社会的教訓が大部分を占め、平安時代にみられる、個人の自戒に資する記述などは、後にも触れる如く、極めて少ない。

いま、一、二、原詩と対照して例示すれば「隋堤柳」の、

隋堤柳 歳久秋深尽衰朽 風颯々兮雨蕭々 三株兩一株 汴河老枝病葉愁 殺人曾經大業年中春 大業年中  
煬天子 種柳成行 夾流水 西自黃河東到淮 綠影一千三百里 大業末年春暮月 柳色如煙絮如雪 南幸江都恣佚  
遊 應將此樹繫龍舟 紫髯郎將護錦纜 青蛾御女直紅樓 海內財力此時歇 舟中咲歌何日休 上荒下困勢不  
久 宗社之危如綴旒 煬天子自言歡樂殊 未極 豈知明年正朔歸 武德 煬天子自言福祚垂 無窮 豈知後年皇子  
封 鄴公 龍舟未過彭城関 義旗已入長安宮 蕭牆禍生人事變 晏駕不得歸秦中 土墳數尺何処葬 吳公台下  
多悲風 二百年來汴河路 沙草水煙朝復暮 後王何以鑒前王 請看隋堤亡國樹

は、内容は題序の「憫亡國也」に明かである。これに対して、注は、

此段ニハ、隋ノ煬帝ト申ス御門、國ヲ滅シ失ヘリシ事ヲ哀タルナリ。隋ノ煬帝、汴河ト申ス河ノ岸柳殖テ、千三百里、  
程ニ翠リノ影ヲ機ヘテ、鑲玉キナムトニ金ヲ鏤舟ヲ千万層ト浮ヘテ遊ヒ樂ミ給ケリ。此ハ、官上人、鏡シキ共モ繩ニ

トリスカリ、ヤサシキ女房玉ノトハヤニ遊ヒナムトシケル事ヲ書キタルナリ。管絃ヲ事シ舞ヲ宗セラレケレハ、歌歌歟ノ  
 コエ浪ノ声澄、伎ノ女ノ黛マユスミ柳糸ニ融カヨヒ乱レナムトシテ、興ヲ増シイサミラシテ勇増、遊ヒ戯フレ給ケル程ニ、都コヘ返  
 リ給ケル事ナカリケレハ、禁中モ皆荒レ世中ノ政ヲ忘レ給ケレハ、国モ皆ナ乱レニケリ。カ、ル程ニ、大原ノ李淵ト  
 申人、御門ヲ失イマイラセムト思心ニ付ケリ。子ニ太宗ト申ス人、軍ヲ起シテ、隋ノ煬帝ノ臣下共失テ、御門ヲ押  
 込テ、我父ヲ位ニ居ニケリ。唐ノ高祖ト申スハ此也。此段ニハ隋ノ煬帝ノ国ヲ滅セシ事ヲハ哀ミタルカ故ニ、国ノ王タル  
 人ハ不遊ニ事也。

と、原詩の趣旨をよく生かしつつ、平易に、簡潔に、煬帝亡国物語に纏めている。

また、「上陽白髮人」は失意の女房の悲哀の描写が特に優れ、古来よく知られているが、注では、

此段ニハ、唐玄宗皇帝政ニ意ヲ入給サリシ事ヲ謗リ、楊貴妃心□□色ヲ染ケル事ヲ謗リテ、徳宗皇帝ノ物ノ哀ヲ知給  
 シ事ヲ讚テ候也。玄宗皇帝、「昔」、「元」憲(皇)后武淑妃ト申ケル二人ノ姫キニ後テ、歎ニ沈テ時政ヲモ不知「シ」  
 テ、此二人ニ似「ラム」(人)ヲ尋ネテ心ヲ「モ」ナクサメムト思シテ、可然ニ家々ニ人ヲ(付)(テ)尋ラレケル程ニ、楊(玄)  
 琰ト申ケル人ノ娘ニ楊貴妃ト申人ヲ尋出テ、帝無疑ニ思シケリ。其後、新妃サキ百余人有リ。コノ有ケル中ニ、形フ  
 ルマヒ勝タル人有ケリ。楊貴妃思候ケル様、帝此ヲ御覽スル事モ有ラハ、我ヨリ進ム事「モ」有ナ「ム」思テ、譖ニ上陽  
 宮ト申旧宮ノ中ニ込メテ、僅ニ日ヲ可送ニ事計ヲ人ニ付テ仰セ、局守トサシヲラセケリカ、ル程ニ、楊貴妃モ失セ帝モ蔭給テ、三  
 代ノ帝ノ御世ヲ尽マテニ、尋モ不有ケルヲ、徳宗皇帝ト申ケル帝ノ御時、尋出シテ哀ナル事ニ思シテ、司サタヒケリ、  
 尚書号ナリ。

のように、異なる採上げ方をして、白髮人には全く触れず、いわば加害者として、玄宗、楊貴妃が批判の対象とされる。

これらは、文芸的観点よりすれば、情趣に乏しく、興味にも欠けるが、題材を新樂府にとりつゝ、様々の問題がすべて

一種の教訓として取上げられ、しかも、「伝戒人」「塩商婦」などを始めとして、説話的面白さも加味されているので、受取る側にはそれ相応の新鮮味もあり、興味も呼起したであろうし、また、美辞が殆んど省かれ、筋中心に単純化されているので、特別に別世界という感はなく、彼等は容易にこの中に入ることが出来たものと思われる。

この点に関して、更に、注が或いは意識して、受取る側との距離を縮め、親しみ易いものにしていていると思われる諸点について、個々の事柄を当時の世相の集約的表現としての法制資料を参照しつつ、検討しよう。

「杏為染」(第三十九篇)は、杏の木を梁とし、桂の木を柱とするような美麗な家を指し、題序には「刺居処奢也」とある。注は先ず、

此段ニハ、臣下共ノ美麗ヲ尽シテ造家一警

と述べる。これと関連する当時の資料としては、弘長元年「関東新制条々」(正嘉元年より四年後に当る)に、

一、造作事 右、儉約可止花美也……(『中世法制史料集』第一卷、追加法・三六〇 番号は以下同書)

とある。新樂府、造作の美を述べる原句に、「碧砌紅軒」とあるを、注は、「玉瑩キ金ヲ鏤ハメ」とし、「素泥朱板」を「白カネノカヘカキヲ移シ、玉ノ木尻光ヲ耀」とや、誇張的説明を加えるが、先の条文に続く具体例や、「物具事」(二六四)をみれば、当時の家の外、家具、調度類も過美なものが多くあり、新樂府の句も特に驚くには当たらない。しかも「新御式目」(弘安七年)にも「一、可被止造作過分事」(五〇三)とあり、「条々」(正応三年)にも「一 造作事」(六二二)と、繰返し過美が誡められているのをみれば、生活の向上に伴って、この種の規制を必要としたのであろう。この批判は別として、少くとも、新樂府注の説く所による限りでは、この物語は、鎌倉に於ける生活上、手の届かない程度のもではなく、寧ろかなり身近な問題を含んでいたといえよう。

「売炭翁」(第三十二篇)は、注に、

真福寺蔵新樂府注にみえる教訓と武家社会

此段ニハ、事ヲ公ケニ依セテ、貧ク賤キ物ヲ煩ス事戒メタルナリ

とあり、宣旨と称して炭売の老翁から、不当の安値で無理に炭を買取った事が批判されている。

三山ノ奥ニ、マカレル臥キナ(ン)トヲ聚メテ、相ヲ<sup>コカシ</sup>焦、鬢ス、カシテ、炭車一両ナント焼キ出行「ハ」、翁カ一年ノ中ノ大ナル<sup>励</sup>ナリ

や、

炭ノ直ノ増ラム事ヲ思テ、其ノ利ノ過<sup>タル事</sup>悦コトニテアルニ、充ラヌ直「ヲ」以口押へ被召<sup>サ</sup>事、難堪<sup>事ナ</sup>は原句よりも遙かに生々しい表現であり、また、「此炭ヲ押買<sup>キ</sup>ケリ」の「押買」に当る語は、特に原詩には見当らず、社会に適應した受容と見做すことができる。

所で、延応二年「鎌倉中保々奉行可<sup>ニ</sup>存知<sup>ニ</sup>条々」(一二二一・一二二九)の中に、「盗人事」「悪党事」などと共に「押買」(一二二九)の一項があり、「右条々、存<sup>ニ</sup>知此旨、可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>警<sup>コ</sup>固奉行保々<sup>ニ</sup>也、更不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>緩怠<sup>ニ</sup>之状、依<sup>レ</sup>仰下知如<sup>レ</sup>件」(泰時)と、厳しく誠しめている。更に、仁治三年「新御成敗状」に「町押買事」(一九二)、「建長五年十月十一日丙辰、被<sup>レ</sup>定<sup>ニ</sup>利売直法、其上押買事、同被<sup>ニ</sup>固制<sup>ニ</sup>」(二九六)などもみえ、また、弘安七年「守護人并御使可<sup>ニ</sup>存知<sup>ニ</sup>条々」にも禁制事項として「押買事」が含まれている。とすれば、当時、押買が横行していたことは明かである。

しかも、当時、炭、薪、萱木、藁、糠などの高値について、「件雑物近年高直過法、可<sup>レ</sup>下<sup>ニ</sup>知商人<sup>ニ</sup>」(二九六)とみえ、また、建長六年「炭薪萱藁糠事」(三〇二・吾妻鏡、同年十月十七日条)にも、「高直過<sup>レ</sup>法之間、依<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>諸人之煩、先日雖<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>定<sup>ニ</sup>下直、於<sup>ニ</sup>自今以後<sup>ニ</sup>者、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>其儀、如<sup>レ</sup>元可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>免<sup>ニ</sup>交易、但至<sup>ニ</sup>押買并迎買<sup>ニ</sup>者、可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>停止<sup>ニ</sup>也」とあり、この中で、「売炭翁」に見える様な、炭の押買の事実も暗に認められているし、恐らく同類の事件も起きたであろう。

これらは何れも注書写の頃に近く、さすれば、「売炭翁」は遠い異国の老翁の哀れな物語ではなく、その内容は、武士

等も一度は経験する程の身近な問題であった。

「古塚狐」(第四十五篇)は題序に「誠ニ艶色ニ也」とある如く、古塚の狐が美婦人に化けて人を誑かすに事寄せて、女色に迷うことを誠しめている。原詩は狐のことを縷々述べた後、

何況褒姐之色善蠱惑(ガヤ タツカ セン) 能喪人家覆人国(ホロホシ ノ ラスノヲ) 君看為害浅深間(ヨスヲ) 豈将仮色同真色(モテノ ラムヤノニ) と結ぶ。

注は狐の譬には全く触れず、褒姐、即ち、褒姒、姐己の二寵姫に就てのみ述べ、前者はその讒につき簡単に触れた後、後者には特に力を入れてか、記述も長く、

此妃ノ咲(ハシラ) 嘲(ハシラ) 無ケリ。御門無類ニ思召ケル様(程)ニ嘲ハセム事ヲタはかりて、とふひと申ス火ヲ揚カ、ケ給ニケリ。ト  
フヒト申スモノハ、都ニサハク事ノ有時ニ揚クル事有レハ、諸將軍飛火ニヲトロキテ、兵ヲ引將キテ禁中ニ詣リテ有  
ケレトモ、別ノ事ナカリケレハ、白ケテ返リケルヲ、后キ見テ、始テ嘲ラヒ給ケリ。此ヲ嘲セムカタメニ、飛火ヲ揚  
事アマタ度ヒニ成ヌ。カ、ル程ニ、西方戎(エヒ)ス俄ニ都ニ打入ケルニ、飛火ヲ揚テ有(トモ)、此、又、后ヲ嘲セムカタメノ飛  
フ火ナルラムト申テ、將軍一人モ不詣(ス)ニサリケレハ、御門無甲斐、俄ニ打(レ)給ニケリ。  
と述べる。

この中で、「とふひ」或は「飛火」は、この注の先行注とも思われる醍醐寺藏白氏新樂府略意二卷寛喜二年写本(2)には「燧火(ト)」とあり、上代以来、引続き使用された。当時の具体例として、例えば、永仁二年の「来島文書」(六四二)に、

とふひの事、越後国司御奉書文案如此、如(北条兼時)状者、三月廿六日午尅可立之旨、被仰筑前国一畢、肥前国分同時可立  
繼之由、可相触島々在所、若其日雨ふらハ、同廿七日可立之云々、壹岐島より始て、島々高き所々火を可被立  
之間、大島ニハ壹岐島の煙を守て、その時をたかへす、たき多とりつみて、あまたたくへき也、たかに火のひか

り煙を守て、たかるへし、大島の火を見て、たかしまにたきつくへき由、被<sub>ニ</sub>相触<sub>ニ</sub>畢、異国用心御大事也、更々不可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>緩怠之儀<sub>一</sub>候

と、みえる。さすれば、とぶひが特に武家社会にあって、異常に際して如何程大切な伝達手段であるかは、云わずと知れたことであつた筈である。従つて、幽王がその寵姫を喜せんが為に、その飛火を弄ぶという物語は、彼等にとつて、その評価判定は実に容易であつたに相違なく、適切な故事引用といえよう。注が特にこの引用文に重点を置いてあるかにみえるのも充分首肯せられる。

「陰山道」(第二十四篇)は題序に「疾<sub>ニ</sub>貪虜<sub>ニ</sub>也」とある。回鶻と唐の間では、これまで、馬一匹が縑五十匹で交換されてきたが、唐の縑の質が「疎織短截」と、次第に不良品になつた為、回鶻は馬を出すことを中止した。回鶻に嫁した咸安公主の奏上により、憲宗は内帑金をも出して、事態の改善に努めさせた結果、交易は再開されるようになったという。処が、詩の中では、馬が齎されても「養無<sub>レ</sub>所用<sub>ル</sub>」などと、この交易をそれ程喜ばず、また、「誰知<sub>カ</sub>黠<sub>一</sub>虜<sub>一</sub>啓<sub>ニ</sub>貪<sub>一</sub>心<sub>一</sub> 明年<sub>ニ</sub>馬来<sub>ニ</sub>多<sub>一</sub>一倍<sub>一</sub>」や、結びの「縑漸<sub>ニ</sub>好<sub>一</sub> 馬漸<sub>ニ</sub>多<sub>一</sub> 陰<sub>一</sub>山<sub>一</sub>虜<sub>一</sub> 奈爾<sub>ニ</sub>何<sub>一</sub>」によつても、彼等を始末におえぬ貪欲な者共と見做つて、露骨に唐側の対蛮夷觀を示している。

これに対して注は、交易再開を積極的に支持し、「貪虜」に当るような表現は何処にも見当らず、

此段ニハ、唐憲宗皇帝ヲ美メテ候也

と、先ず憲宗の処置を讃め、従つて、

憲宗皇帝、御倉<sub>ヨリ</sub>□□綾<sub>ナ</sub>ムトヲ出<sub>シ</sub>テ買<sub>セ</sub>給<sub>テ</sub>、其上<sub>ニ</sub>国<sub>ク</sub>馬買直<sub>ヲ</sub>〔薄<sub>ク</sub>〕織<sub>リ</sub>短<sub>ク</sub>不可<sub>レ</sub>切<sub>ル</sub>様<sub>一</sub>下<sub>シ</sub>〔テ〕美<sub>ク</sub>成<sub>ケ</sub>レハ、馬多<sub>ク</sub>出<sub>キ</sub>ニケリ

と、原詩とは異なつて、多くの馬の流入が容易になつた結果を高く評価するのである。当時は騎馬戦の時代であり、馬の

貴重なることは云うまでもなく、こういう結論になるのは寧ろ自然であろう。

しかも、繰て加えて、先に引いた「関東新制条々」の一項、「一、可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>制絹布類短狭<sub>二</sub>事<sub>一</sub>」(三六六)に、

近年以来、絹布之類、狭織短截、猥充<sub>二</sub>足段<sub>一</sub>之間、併以寸法不足者、商人等之猛惡也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>誠、自今以後、短狭物等不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>売<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>之、若猶背<sub>二</sub>禁遏之法<sub>一</sub>者、仰<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>人等、殊加<sub>二</sub>懲肅<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>没<sub>レ</sub>収<sub>二</sub>其物<sub>一</sub>矣

とある外、吾妻鏡延応元年正月十一日条にも「絹布麤惡甚無<sub>レ</sub>謂、本様可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>弁濟」とあるので、この件は彼等にとり常に起りうる事柄でもあり、粗惡な絹布は当時の人々を悩ませていた。このうち、「狭織短截」は、先の白詩の「疎織短截」と如何にも類似している。武士達にすれば、いわば、こういう被害者意識からしても、寧ろ回鶻側に加担するのは自然であって、粗絹を交換に使用した、唐に賛成することは出来なかつたかも知れない。注に、原詩の趣旨を変える個所がみられるとしても、それを、原詩の読み違い(尤も「蠻子朝」などでは原詩が読違えられている)とみるよりも、彼等に納得し易く内容を変更したとみる方が甚だ自然に思えるのである。

以上、四篇を選んで、当時の社会と関連させて内容に検討を加えた。こういう仕方を以てすれば、他の篇にも更に多くの同じような関連個所を見出すことができる。<sup>(4)</sup>

これ迄述べた事は、いずれも、鎌倉に於て、新樂府の内容がよりよく理解される為に、注釈者により試みられた努力であり、どこ迄意識的にしたかは遽に計り難いが、少くとも、平易な物語として、用語やその筋に至るまで、当時の社会を考慮に入れ、物語としての興味を動かすことにも充分意を用いるなど、彼等の程度に迄内容を引下げ、これに近づけている意図が伺われ、恐らくその目的は一応達成されたものといえよう。

#### 註

二十七号) 参照。

(1) この点については、拙稿「白氏諷諭詩考」(「藝文研究」第

(2) 翻印文は拙稿「釈信救とその著作について」(「斯道文庫論

集第五輯)に付載。

(3) 亀井孝『五本改編節用集』八には「トフヒトヒ燧」(黒本本)、「トフヒ燧」(焱)「トフヒ焱」(伊京集)、「トフヒ燧」(天正本、易林本)の例が挙げられている。

(4) 例えば「七徳舞」に於て唐太宗の人身売買や囚人への取扱

いがみられるが、これらは、何れも、先の法制資料集に、前者は(一一二)(一一二)(一一四)(一一五)(一一六)(一

七八)(一七九)(二四一)(二八四)(二九九)(三〇四)

(三一九)(七三三)に、後者は、(三八九)というように、

屢々扱われている。また、「驪宮高」(第二十一篇)では、憲

宗が民の費えを知って在位中避暑を中止した。注は「人費ヲ知

国ノ煩ヒヲ痛給タル事ヲ讚テ候也」と述べる。類似の事を吾

妻鏡にみると、正嘉二年八月、將軍家上洛が「依諸国損亡ニ民

間有愁之故也」により中止された。次で弘長三年六月二十三

日条に再び上洛の予定記事があり、百姓の所役の事に次いで「此

外不可成民之煩」とする。同八月九日条に随員の氏名が挙

げられている。同八月廿五日条に、この上洛が「依大風諸国

稼穀損亡之間、為<sub>レ</sub>休<sub>ニ</sub>弊民煩<sub>ニ</sub>所被<sub>ニ</sub>延引<sub>一</sub>也」と、中止された。

とすれば、「驪宮高」は武士達に取つても、切実な問題を含ん

でいた。また、「司天台」(第十一篇)では天変を偽る司天官

が批判されるが、吾妻鏡を見れば、天変御祈の記事は極めて多

く、しかも時にそれについて論議も行われているので、この題

も鎌倉では決して無関係のことではない。また「昆明池」(第

十三篇)に於て、漁民、坑夫に恵を垂れるようとするが、類似

の資料として、「止山野江海煩、可助浪人身命事」(三二

三)にみられ、「杜陵叟」(第三十篇)に説かれる、宣旨のみ

出されながら、実施されない免税が批判されるが、これも、「出

挙事」(二〇)に類似のことがみえる。こうみてくると、過差

を戒しめ、地頭の不法を宥めるなどは無論のこと、その他、鎌

倉に現に行われている事で、注に取上げられている形のもの

は枚挙に暇がなく、この注が当時の社会の動きによく適合してい

ることが知られる。

三

この注の書写された正嘉元年は、時頼出家の翌年に当り、文永の役はこれより更に十数年後のことであって、得宗の専制は未だ始まらず、いわば、執権政治最後の栄光の時代であるといえる。

当時の政治・社会状態を吾妻鏡や法制資料を通してみれば、守護地頭による過分所当などの不法が指弾され、或いは、

幕府側ですら、「遼遠之地頭猛狂之輩」という表現を敢てしている。従って屢々過差が誠しめられ、土民の歎きが採上げられ、<sup>(1)</sup>

專致ニ撫民之計、可成ニ農作之勇一矣(二九三)

にみられる、撫民の思想が強調されるようになった。当時、不法が末だ跡を絶たなかったのも事実であろうが、これは、その激増を意味するよりも、その事実が厳しく追求されること自体、上流為政者は無論のこと、地頭層にも撫民ということとが、道義的にも、土地の實際経営の上からも必要になったことを意味し、その思想は漸く社会に定着しつつあったとみるべきであろう。とすれば、正嘉元年に注が書写された事は決して単なる偶然とは思われず、その内容は、こういう傾向をふまえて、寔に時宜に適したものと見えよう。

新楽府注は、白氏原詩それ自体よりくる内容上の制約は無論あるが、既に述べた如く、原詩の趣旨をたゞ忠実に辿るだけに止まらず、詩句の取捨選択によって、重点の置方にかなり自由な変更を加えて、新たな教訓物語として再生させた。この中で、一貫して強調されている事は、一言で云えば、これ亦撫民の一語に尽きるが、いまま少しく具体的に述べよう。

上は帝王から下は国守までの為政者の善、悪政の物語のうち、帝王に関するものは、物語の形式的主人公であることが多く、中には、興味深いものもあるが、先ず、最も精彩に富む国守や將軍に関する篇を取上げる。

新楽府第四十八篇、「秦吉了」では、鳳凰、鸞鶴、鵬鶚、鳶鳥、雞燕、並びに秦吉了(鸚鵡に似て大なる鳥の名。人語を解すという)という鳥の世界を、夫々、天子、高位の文官、武臣、貪吏、人民に譬えて、暗に、貪吏の悪逆を諫官(秦吉了)に指弾するよう求めている。全篇が譬喩であるので、こゝで注は、かなり自由に自己の言葉を使用し得る。先に挙げた『新楽府略意』では、「鳶鳥」を「貪吏」に喩えるが、注では更に具体的に「くにのかみ」とし、

燕雞なんとノ卵翠鳥カビコヒナトリソタツル、空ヨリトヒカラストヒ来テ栖クツカヘシテ覆ツカミサケテさりぬ。これを、くにのかみの、

たみをしえたけけるにたとゑて候なり。ほうくわう深山<sup>キニ</sup>込居テ、更ニ此ヲ不知、又、鶴山鳥なんとハ志高<sup>シテ</sup>、カ、ル事にいろはぬ事なり。これくにかみの、たみを滅スヲ帝王知セ給はず、又、大臣なんと、くにかみの有様ヲ、帝王なんとにも申さぬにたとゑたるなり(中略)

申心ハ、諸の民を国ノ守タル物ノ、ほろほす事ヲ、あはれみ事なり

と、「くにかみ」が民を「しえたげる」だけでなく、「滅す」と再度繰返している点が、注目される。(次に挙げる「採詩官」に於ても同じ語が見える)勿論、原詩にはこれに相当する語は見当らない。

これに附随して、国ノ守<sup>(2)</sup>の無道に関する記述を更に求めれば、

其年、杜陵ノ守、国損亡ヲ御門ニモ不申<sup>シテ</sup>、<sup>(原詩、長吏)</sup>□□秋中二年貢ヲ頻リニ徴ケレハ民共其子ヲ売、桑ヲ典<sup>リ</sup>ヲキノナントシテ所当ヲ成<sup>リ</sup>ケ。秋ノ中チ可過<sup>ク</sup>一方無<sup>ケリ</sup>。 (中略) 此段意ハ、上ニ知<sup>ラ</sup>マイラセスシテ、国ノ守タル者ノ、民ヲシエタクルコトヲ悲タル也。(杜陵叟)

神竜ノ有無ヲ未知<sup>シテ</sup>、此ヲ祭シケレハ偏ニ国弊ナリ。而ヲ江南守、此祭時様々ノ得物ノ大キ事ヲ貪ホテ、此祭ヲ結構セサスル事ヲ惡シト申也。(黒潭竜)

此段ノ意ハ、君ノ床ハ高、君門ハ深ケレハ、<sup>(原詩、食吏)</sup>国守無<sup>カ</sup>ル所一民ヲ冤タケ、国滅ス事浅猿<sup>シキ</sup>事也。(採詩官) などがある。

無論、新楽府の中では地方官が総て批判されているわけではなく、例えば「道州民」で、揚成などの仁政もみられ、注も力を籠めて、かなり詳細な楊成物語に作り上げている。また、將軍に就てはいずれも批判の対象として取上げられているが、特にこゝで述べる程のことはない。たゞ、これは既に前稿でも触れたが、「鷗九劍」(第四十九篇)は、天子と人民との間の路をふさぐ奸臣を払除く力を、象徴的に名劍に託する原詩の趣旨に対して、注は、

申心ハ、国ノ大將軍タラム人ハ、美キ人ヲ埋ミ悪キ人ヲ勤(勸)、政ヲ乱、国ヲ滅サム者ヲ可失ト申タル也トナリと、「大將軍」という、原詩に全く見られない者を引入れている個所は、理解し易くするためとはいえ、鎌倉という場所を考慮に入れれば、やゝ注意を引く必要があるろう。

その他、随所に、

国モ乏シク民モ貧シク候ハム時ハ、君モ歎キ給ヘキ事也(驃国楽)

人費ヲ知り、国ノ煩ヒヲ痛メ給タル事ヲ讚テ候也(驪宮高)

国物ヲ貪ホリテ過ヲハ、素食ト申テ、国ヲ滅ス盗人ト申タルナリ(塩商婦)

貧キ民タミノ衣ヲ奪ヒテ、地ノ上ニ被ル著セ事国ノ弊ナリ(紅線毯)

の如く、下民を思う仁政が説かれ、

物ノ、楽シキ驕過差リテヲフルマフ事ヲ悪有ニクミテリ(塩商婦)

此装束、一ト重ネ千両ノ金ニ当ケルヲ(中略)此段ノ意ハ、過差ヲ戒メタルナリ(繚綾)

と、奢りを誡め、

只君ニ忒心ナク仕ヘ進セテ、忠節預ラム者ノ、墓傍ツカノラニ、文ニ付ケ武ニ付テ、奉公深フカキ人ナムトヲ可刻ラレ(中略)此

段ノ意ハ、各、公ニ仕ラム意ヲハケマサムトマウシタルナリ(青石)

と、奉公を励すなど、注釈者の目指す方向が伺えると共に、当時の社会的要請も、恐らくことゝにあったことが知られるのである。

帝王に就ては、記述は多いにも拘らず、性格が充分描かれていない物語が多い中で、唐太宗については注釈者も自らの感想を交えつつ、

此御門、或ハ御方<sup>トシテイクサノ</sup>軍之庭ニ命ヲ滅<sup>ホシ</sup>、或式心無仕<sup>ハフタロクク</sup>ヘ進<sup>マイラ</sup>セテ斯世<sup>コソ</sup>ヲ背候<sup>キ</sup>ケル人々、骸<sup>カ</sup>ハネナムトノ、自野山<sup>カラ</sup>ニ散テ候ケルヲ、御倉ヨリ絹金ナントヲ<sup>フロンテヲセテマセ</sup>下墓作埋<sup>マセ</sup>給ケリ。埋ミナムトシテ候者ニハ、様々物タヒ候ケリ。又□□カタナクテ子ナムトヲウリテ哀<sup>カナシ</sup>候ケルヲハ、金ヲ下シテ悉□□其祖ニ返タヒ候ケリ。魏徵夢ニ見子夜泣<sup>シカハニキ</sup>、張瑾哀□聞カハ辰日<sup>ニ</sup>哭申候<sup>スト</sup>ハ、魏徵ト申ケル人、世中鑿<sup>ツ</sup>テ御政ヲ治テ候ケレハ、又無キ物ニ思シ召シケル程ニ、此人已ニ病ニ臥候<sup>ニケ</sup>ケリ。其比、御門御夢ニ、暇□給リテマカリ候ナムト申ト御覽シテ、我鏡失ヌトテ竟夜泣<sup>カラ</sup>明サセ給ケリ。張瑾ト申人失給ケレハ、哭哀<sup>ナキシ</sup>給ケレハ、人々候<sup>テ</sup>、今日ハ辰日相充タレリ、故サヲ哀事可忘日候也ト申ケレトモ、御門歎<sup>キ</sup>更ニ不止<sup>ニ</sup>候ケリ。年タケヌル後ハ、祖ヲ失ヘル人モ、ウキ世ノ学ナレハナムト思ヒ唯<sup>准</sup>ヘテ、サシモ歎ヌ人モ候ヲ、人ヲ惜セ給心<sup>アナカチ</sup>懲ナリケレハ、人目ニモ不憚泣哀ヒ給ケルニ候。三千之后候ケルヲモ、何ナク宮中ニ込居<sup>モリテハヒシキモラム</sup>苦事有、各心ニ思候ヘシトテ、三千余人ヲハ出給<sup>セ</sup>ニケリ。此ヲモ人ノ痛息<sup>ツメ</sup>、人思遂サセムカ為也ケルニ候。重咎<sup>キ</sup>候、命ヲ可召<sup>テ</sup>者三百九十人候ケルヲ、今年ハ冬ニ成ヌレハ獄ヨリ皆可出、秋可<sup>キ</sup>行<sup>フコナフ</sup>事ナレハ明年秋必ヌ可詣<sup>トテマイル</sup>、悉ク放セ給ニケリ。サテ、其秋ニ成候ケレハ、サナカラ獄ニ返リ入候ニケリ。感応重ク御在ケレハ、逃ケ不失<sup>シテ</sup>返詣<sup>リ</sup>テ候ケルニ候。(七德舞)

と、原詩を始め、貞観政要などがふまえられてはいるが、太宗の生涯が生々と描き出されている。しかも、原詩では、太宗の戦時の神速可断な行動も讚美されるが、注はこれには一切触れず、平時の治政のみに限られている点も注意すべきであろう。原詩には、更に「二王後」「捕蝗」でも太宗が扱われ、その記述をも合せれば、これ程鮮明に描き出された帝王像は外にはなく、こゝに、情理兼ね俱えた理想の為政者像が、始めて見出されたといえよう。

曾て、新楽府は美しい物語として、王朝物語にも屢々取入れられ、また、その美辞は断句されて歌われたことは周知の通りである。これとは別に、人生の真実を求める一部の公家、文人等は(藤原良経の編とされる『玉函秘抄』はその典型的一例である。引用は同書)文集卷二の「秦中吟」にみられる、

貧<sup>シテ</sup>為<sup>レ</sup>時<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>レ<sup>テ</sup>棄<sup>テ</sup> 富<sup>テ</sup>為<sup>レ</sup>時<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>レ<sup>テ</sup>趨<sup>ク</sup> (議婚)

朝露<sup>ニ</sup>貪<sup>ム</sup>名<sup>一</sup>利<sup>一</sup> 夕陽<sup>ニ</sup>憂<sup>ム</sup>子孫<sup>一</sup> (不致仕)

年<sup>ケテ</sup>高<sup>ハ</sup>須<sup>テ</sup>請<sup>テ</sup>老<sup>ヲ</sup> 名<sup>テ</sup>遂<sup>ヘ</sup>合<sup>シ</sup>退<sup>ク</sup>身<sup>ヲ</sup> (同)

などと並んで、新樂府の中からも、

好<sup>ミ</sup>生<sup>ハ</sup>毛<sup>ト</sup>羽<sup>ト</sup>惡<sup>キ</sup>生<sup>レ</sup>瘡<sup>ヲ</sup> (卷三・大行路)

高<sup>キ</sup>者<sup>ニ</sup>未<sup>ダ</sup>必<sup>ズ</sup>賢<sup>ナ</sup> 下<sup>者</sup>未<sup>ダ</sup>必<sup>ズ</sup>愚<sup>ナ</sup> (卷四・潤底松)

奢<sup>ナル</sup>者<sup>ハ</sup>狼<sup>ナリ</sup> 籍<sup>ナ</sup>儉<sup>ナル</sup>者<sup>ハ</sup>安<sup>シ</sup> 一凶一吉在<sup>リ</sup>眼<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup> (卷四・草茫茫)

などの句を選んで、自戒の言葉とし、これらの言葉の中に、身の安静を求めた。

既に触れた如く、注は美辞に関心を示さなかったと同じく、これらの自戒の句にも、曾ての貴族の立場から言及する所は殆んどなく、専ら資治の物語たらしめんと勉めている。注とほぼ同時代の『十訓抄』『沙石集』『五常内義抄』等にも、同類の教訓が数多く含まれているし、やゝ性質は異なるが、文集卷一、二、五の中から諷諭の濃厚に含まれる詩のみを選び出した国立国会図書館蔵『文集抄』(建長二年写)も醍醐寺に於て書写されているので、(其の他、同じ頃抄出された内閣文庫蔵『管見抄』もこの中に含まれよう)注が、当時に於ける、白詩受容の一般的傾向をふまえているのは無論であるが、白氏が抱懐する新樂府の真意を体して、その意図がこれ程明確に、しかも、五十篇全部に亘って表明されているものは、恐らく受容対象が限られていた事とはいえ、外には見出すことができない。醍醐三宝院系の遺身院(既述の如く、後に仁和寺系に変わる)という、謂わば公家文化の伝統を継承する寺院が、鎌倉の地に位置し、新樂府という、曾ては公家社会の中で最も愛好された作品を、武家社会の要望に適合せしめつゝ、<sup>(4)</sup>新たな内容を盛って、武家にこれを知る機会を提供した。

遺身院と同じく鎌倉に進出して、仏教に関しては無論のこと、公家文化の担い手として、広い文化活動を行ったと思わ

れる所謂旧仏教系の寺院が、その活動の實際の姿を殆んど史上に留めることなく廃絶した実情に鑑み、わずかにその活動の一端を示すこの新樂府注は、武家社会に於ける公家文化受容を考える上に於て、幾多の問題を示唆する如く思われる。

註

(1) 弘長元年「関東新制条々」(三三七—四〇〇)に、これらの凡てが含まれる。また、この頃の吾妻鏡の記事では、過差停止の記事(仁治元、三、十八。同二、十二、一。建長五、九、十六条)や、その外、「尽美」「尽花美」「諸人過美」などの語句も屢々みられる。

(2) こゝでいう「国ノ守」は、「江南ノ守」「杜陵ノ守」の如く、先ず地方の長官を指し、これはわが国律令制の「国守」にほぼ重なる。これとは別に、原詩で「貪吏」「奸臣」とあるのをも同じく「国ノ守」とする例があり、この「国」は、「国ヲ滅ス」の「国」と同じく特に地方を指さず、一国を漠然と指す。「国ノ王タル人」「国ノ大將軍」の「国」も同然である。

次に「毎年<sup>ニ</sup>塩<sup>ヲ</sup>事<sup>ツ</sup>カサトツテ<sup>ミ</sup>守<sup>ル</sup>献<sup>ス</sup>ラ<sup>ス</sup>ル時<sup>ト</sup>、少<sup>シ</sup>守<sup>リ</sup>詣<sup>セ</sup>テ、大<sup>ニ</sup>私<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>ケル也」の「守」は「私」に対し、原詩の「官

「官家」に充てられ、第二の場合の「国ノ守」の「守」もこれに該当するといえよう。表記の仕方にも「国ノかみ」くにかみ」という例があつて、何れにしても地方官としての「国守」という概念に固執してはいない。つまり、この語には二重の意味が含まれ、鎌倉に於ける注釈の用語としては、特に「国守」を一義的に指すとみるよりは、王、將軍などと共に、国、地方の官吏を漠然と指し、ひいては、為政者全体への教訓にしたものと思われる。

(3) 白氏文集を武家に対する教訓とする例として、例えば、同書(仁)に「所<sup>ヲ</sup>知行<sup>セ</sup>ハ、必<sup>ズ</sup>民<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>哀<sup>レ</sup>无<sup>レ</sup>哀<sup>ハ</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>徳也」といふ、続いて新樂府驪宮高の詩句を教訓として引くなど、同類はこの本(内閣文庫蔵本文永二年奥書)に多い。又『平政連諫草』(徳治三年)にも、この種白詩が引かれる。

(4) 三宝院系の遺身院という、謂わば公家文化に属する寺院に於て、元来、新樂府原詩にそれが含まれるとはいへ、  
古<sup>キ</sup>改<sup>メ</sup>新<sup>キ</sup>用<sup>キ</sup>、近<sup>ク</sup>遠<sup>ク</sup>ヲ<sup>テ</sup>棄<sup>テ</sup>遠<sup>ク</sup>ヲ<sup>テ</sup>棄<sup>テ</sup>給<sup>ス</sup>事<sup>ヲ</sup>、謗<sup>リ</sup>テ<sup>モ</sup>候<sup>也</sup>(法曲)  
古<sup>キ</sup>事<sup>ヲ</sup>棄<sup>テ</sup>、新<sup>キ</sup>事<sup>ヲ</sup>用<sup>給</sup>シ<sup>テ</sup>謗<sup>リ</sup>テ<sup>モ</sup>候<sup>也</sup>(花原磬)  
此<sup>レ</sup>五<sup>絃</sup>彈<sup>、</sup>偏<sup>ニ</sup>戎<sup>、</sup>樂<sup>ノ</sup>音<sup>ニ</sup>通<sup>、</sup>昔<sup>ノ</sup>音<sup>ヲ</sup>背<sup>ケ</sup>リ(五絃彈)  
唐<sup>ノ</sup>玄<sup>宗</sup>ト<sup>申</sup>御<sup>門</sup>、カ<sup>、</sup>ル<sup>樂</sup>ヲ<sup>棄</sup>テ<sup>、</sup>胡<sup>、</sup>國<sup>申</sup>遠<sup>キ</sup>井<sup>中</sup>ヨリ出<sup>キ</sup>テ<sup>候</sup>ケル舞<sup>歌</sup>ヲ<sup>翫</sup>給<sup>ケ</sup>リ(法曲)  
城<sup>コ</sup>ノ<sup>中</sup>ニ<sup>、</sup>エ<sup>ヒ</sup>ス<sup>ノ</sup>國<sup>ヨ</sup>リ出<sup>キ</sup>テ<sup>候</sup>樂<sup>ヲ</sup>、立<sup>部</sup>伎<sup>ト</sup>ハ<sup>申</sup>也(立部伎)

にみらる、新旧の文化価値に関する見解や、エビスに関する記述はこの外にも多く、元来は唐代の事とはいへ、これを注釈者がその立場から如何に意識したか、興味ある問題を含んでいく如く思われる。こういう観点からすれば、先に述べた「くにかみ」の無道に就ても、注釈者と受容者との間には、或いは異った感慨が込められていたかも知れない。

(一九六九年九月十四日稿)